

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 2 6 日

保護者 様

富士宮市教育委員会
(教育部・学校教育課)
富士宮市立東小学校
校長 藤井 美賀

新型コロナウイルス感染症の療養期間の見直しについて

日頃より本市の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症の患者に対する国が定める療養期間等について、変更がありました。
つきましては、下記のとおり対応を変更しますので、お知らせいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の有症状者の療養期間（待機期間）について

【変更前】 国が定めた療養機関（発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から解除できる。）

↓

【変更後】 国が定めた療養機関（発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除できる。）

2 新型コロナウイルス感染症の無症状者の療養期間（待機期間）について

【変更前】 検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目から解除できる。

↓

【変更後】 検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目から解除できる。加えて、5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6 日目に解除できる。

3 注意事項

- (1)療養解除後も、有症状者については発症日から 10 日間が経過するまで、無症状者については検体採取日から 7 日間経過するまで感染リスクが残ることから、感染予防行動を徹底する。
- (2)検査キットを使用する場合は、「体外診断用医薬品」と表示されているものを使い、「研究用」は不可とする。